

## 「災いが起こる」と言われて不安になって… 開運商法のトラブルリ

## 相談事例

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者か ら電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言わ れた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと 親や子どもに災いが降りかかる | などと言われ、洗脳されたようになって50 万円振り込んでしまった。

その後も祈とうが必要だと言われ、300万円振り込むように要求された。 「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われ ているが、あまりに高額な請求におかしいのではないかと思い始めた。

(60歳代 女性)





## トラブルに遭わないために

- ◆雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど関連商品の契約をさ せられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- ◆事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらう必要がある」「おはらいを すれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- ◆お金を多く払うことで、運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるよ うなことを言われてもきっぱりと断りましょう。
- ◆電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることが あります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

## **クイズで学ぼう!消費生活のキホン(問い)**



- ① 適用される
- ② 適用されない

答えは次のページ ⇒

出典:新成人のためのカシコイ消費者 ハンドブック「オトナガク」